

熱中症対策に係る現場管理費補正 Q&A

Q1 手引きの2.用語の定義(2)に、工期は「工事の始期から工事完成日までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう」とあるが、実際に屋外作業があった実稼働日としたいが良いか？

A1 工期は実稼働日とはせず、手引きに記載のとおり、工事の始期から工事完成日までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計としてください。

Q2 手引きの2.用語の定義(2)で、工場製作のみを実施している期間は工期に含まないものとしているが、工場製作実施期間中に行った現場作業は、工期としてカウントできるか？

A2 工場製作のみを実施している期間を含めないこととしていますので、この質問の場合、現場作業があれば工期としてカウントしてください。

Q3 熱中症対策を創意工夫として実施し、工事成績評定で加点した場合、本補正の取り扱いは？また、現場環境改善費と合わせて補正が可能か？

A3 下記表のとおり対応願います。

評価項目	加点、率等計上		
	Case1	Case2	Case3
創意工夫	○	×	×
現場環境改善費	×	○	×
現場管理費補正	×	×	○

※本表は現場環境改善費の実施内容が、熱中症対策のみの場合が対象。熱中症対策に関する創意工夫、現場環境改善費補正は、重複してはいけません。ただし、熱中症対策以外の項目については、現場環境改善費と本補正の重複が可能です。

Q4 トンネル内の作業は屋外作業といえるのか？

A4 トンネル工事（新設）及び補修工事（壁面、舗装などの修繕工事。照明修繕工事など）は、屋外作業と判断します。

Q5 最寄りの観測所の決定方法は？

A5 施工現場から直線距離で最も近い県内の観測所を最寄りの観測所としてください。

Q6 日最高気温が30度を超える真夏日の日数には休日等の不稼働日の日数を含むのか。

Q6 含みます。ただし、年末年始6日間、夏期休暇3日間、工場製作のみ実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含みません。

Q7 熱中症対策に係る現場管理費補正の対象工事とした場合、熱中症対策の実施内容を取りまとめ、受注者から発注者に、提出または報告を行う必要があるか。

A7 熱中症対策の実施内容を報告または提出する必要はありません。ただし、下記Q8に該当する場合はこれに限りません。

Q8 熱中症対策に係る現場管理費補正の該当工事で、熱中症による労働災害が発生した場合、本補正の対象となるか。

A8 熱中症対策に係る現場管理費補正の対象となります。ただし、熱中症による労働災害が発生した場合、発注者は書類、聞き取り等により熱中症対策が行われていたかを確認してください。熱中症対策を行っていなかった場合は、補正の対象となりません。

Q9 手引きの6. 積算方法等の、(2)現場管理費に記載されている施工地域を考慮した補正係数とは何を指すのか。

A9 施工地域を考慮した補正係数とは、積算基準書 第1編 I-2-②-34表-3に記載されている各施工地域区分の補正係数です。

Q10 手引きの6. 積算方法等(1)~(3)点在于る施工箇所をまとめて発注する場合の積算に、「点在于る箇所毎に補正を行うことができるものとする。」と記載されているが、これは施工箇所毎にそれぞれ真夏日率を算出するという意味か。

A10 熱中症対策に係る現場管理費補正を施工箇所毎に実施しても良いという意味です。真夏日率の算出を施工箇所毎に行うという意味ではありません。真夏日率は工事全体の工期から算出してください。(各地区毎の設計書いずれも同じ真夏日率になります。)